

E i w a N e w s

財産評価基本通達の一部改正（土地・取引相場のない株式）

平成18年12月
(No. 017)

今年も残すところあと1ヶ月となりました。

皆様におかれましても、年末に向けてお忙しいことと思います。

今月中旬には、自民党による平成19年度税制改正大綱が発表される予定です。その前段階として、12月1日に政府税制調査会（首相の諮問機関）の「平成19年度の税制改正に関する答申」の内容が明らかにされました。

この中では、法人税の実効税率（国税と地方税の合計）について引き下げが検討課題であると明記されています。

また、株式投資への優遇税制は、平成19年度末の期限切れで廃止すべきだとの考えを示した上で、株式市場を混乱させないよう、経過措置の導入を求めています。

そして、減価償却制度については、その取得費を損金として計上できる上限（償却可能限度額：取得費の95%）を撤廃すべきであり、また、技術革新が急速に進む設備は、法定耐用年数を短縮し、短期間で損金計上できるようにすべきだとの考えを示しています。（現在、海外の主要国のうち100%償却ができないのは日本だけです。）

同族会社の留保金課税（同族会社について適用される特別な税金）については、平成18年度税制改正において抜本的な見直しが行われましたが、更なる見直しを検討すべきとし、ベンチャー企業投資を促す「エンジェル税制」は、対象企業の範囲を拡大する必要があるとしています。

また、税率の低い国にある子会社への利益の付け替えを防ぐ「移転価格税制」については、適用基準の明確化や手続きの改善、事前確認制度の迅速化を求めています。

この政府税調の答申を受け、自民税調、与党税制協議会が検討を行い、次年度の税制改正が決定されることとなります。

【財産評価基本通達の一部改正について】

さて、前置きが長くなりましたが、国税庁は先日、平成19年1月1日以降に相続等により取得した財産の評価から適用されることとなる「改正財産評価基本通達」をホームページ上で公表しました。

今回の改正のうち主なものとして、土地評価に係る奥行価格補正率表等の見直し、取引相場のない株式（非上場会社の株式）の評価における発行済株式数の考え方の変更、が挙げられますのでご紹介いたします。

<土地評価に係る奥行価格補正率表等の見直し>

土地評価については「路線価方式」の計算に使用する以下の表の数値について見直しが行われました。

- ①奥行価格補正率表
- ②側方路線影響加算率表
- ③二方路線影響加算率表
- ④地積区分表
- ⑤不整形地補正率表
- ⑥間口狭小補正率

これらは、経済実態を反映した数値への見直しを行ったものであり、地区区分によっては土地の評価額が従来に比べて上下する箇所が見受けられます。

<取引相場のない株式の評価における発行済株式数の考え方>

取引相場のない株式を評価する場合、その計算において「発行済株式数」を使用しますが、この「発行済株式数」について、改正により「自己株式を有する場合には、当該自己株式の数を控除した株式数」とされました。

これにより、自己株式を保有している会社については、「類似業種比準方式」および「配当還元方式」による1株当たりの株価が従来に比べて上昇することとなります。ご留意下さい。

(注) 「純資産価額方式」については、改正前から、1株当たりの純資産価額を計算する際に、発行済株式数から自己株式の株式数を控除することとなっておりましたので、今回の改正による影響はありません。

これらの通達については、平成19年1月1日以降の相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価について適用されます。

以上、改正財産評価基本通達の一部を簡単にご紹介させていただきました。

ご質問その他ございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。

今年一年、EiwaNewsをご愛読いただきまして、誠にありがとうございました。

所員一同、心より御礼申し上げます。

来年も、「タイムリーな情報をわかりやすく」を心がけ、皆様にお届けする所存でございます。

何卒、引き続きご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。